

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十一年十一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 A & J 日豪国際友好親善協会

三 代表者の氏名

中山 好恵

四 主たる事務所の所在地

高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番地六一

五 定款に記載された目的

この法人は、県内の青少年及び教育関係者に対して、オーストラリア短期留学の実践並びに発展向上、また日豪の相互文化交流の普及促進に関する事業を行い、日本とオーストラリアの文化について深い認識と広い理解を持ち、国際社会に貢献できる人材育成並びに国際友好親善に寄与することを目的とする。